

儀式作法の評価と実態

——大江匡房説を例に——

井上正望

はじめに

平安時代の貴族たちにとって、儀式とは政治そのものであり、彼らは毎日のように行われる様々な儀式をいかに滞りなく行うかということに心を砕いていた。そのため、貴族たちは儀式遂行のために様々な儀式作法を編み出し、そしてそれを子孫たちや弟子たちに受け継がせ、彼らもまたそれらの作法を必死に学んで儀式に臨んでいたのである。

このような儀式作法の相承については、「公卿学」という言葉を創出された竹内理三氏の研究^①に始まり、近年では田島公氏^②、細谷勘資氏^③、松蘭齋氏^④らによって深化されてきた。特に松蘭齋氏は、「日記の家」と呼ばれた桓武平氏高

棟流^⑤の検討の中で、彼らが家司として仕える撰閲家に自身の日記の情報を提供、さらに撰閲家の日記の管理に携わっていたことから、「撰閲家内部の年中行事とその儀式の運営・次第に通じた人々（中略）がその責を担うことになるのである。権門を支える多様な家司の中で、そのもつとも中心的な機能を専門化した『家』^⑥が、この『日記の家』高棟流平氏であった」と指摘された。このように、「家」や家業が成立していく中で、日記に携わることを専門とする家が成立していった。

儀式を滞りなく進めるには、あらゆる儀式についての知識や情報を全て持っているのが理想なのだが、実際問題としてそれは無理である。「日記の家」はそのような背景を以て生まれたものと思われるが、それは儀式作法において

も同様ではなからうか。つまり、特定の分野や作法に特化していく流れがあったと考えられるのである。

そこで本論では、学儒公卿を多く輩出したことでも有名な大江氏出身であり、長年弁官を務め、儀式作法についての評価も非常に高い大江匡房を例に取り上げて論じる。彼の日記『江記』の残存状況には明らかな偏りが見られるが、その偏り具合を検討することを通して、匡房説の需要や匡房への評価の変化を明らかにすることで、この時代の貴族たちの儀式作法への考え方をみていきたい。

一、大江匡房説の評価の低下と『江記』

大江匡房といえば、『西宮記』・『北山抄』とともに「三代儀式書」と並び称される『江家次第』や、日記『江記』を著すなど、儀式作法に優れていたということは周知のとおりである。周囲からも、「才智過人、文章勝他。誠是天下明鏡也。(中略)朝之簡要、文之燈燭也。良臣去国。可歎可悲歟」と言われたり、「高才明敏、文章博覧、無比当世、殆超中古。(中略)鎮西帰洛之後、多関顧問。可レ惜可レ悲」と評価されたりしていた。いずれも匡房の薨伝で有名なものだが、どちらも匡房が才能豊かで文章道で高評価を得たということの他に、「朝之簡要」であると

か、「良臣」、「多関顧問」というように、朝儀においても彼がたいへん重んじられていた様子がみてとれる。

このような直接的に匡房の評価を下したものの以外にも、人々の態度から匡房への評価を知ることでもできる。例えば前述の「多関顧問」という言葉からは、特定の分野だけではなく幅広い分野で匡房のアドバイスが必要とされていた様子が窺えよう。事実、人々が匡房に公事について質問し、匡房が答えたという記述は枚挙にいとまがない⁽⁹⁾。

ところが、匡房に対する周囲の評価には、ある時期を境に変化が起きる。末尾に付した図表をご覧いただきたい。これは、『国書総目録』や『古典籍総合目録』を基礎として、適宜各個の所蔵機関でも実見し、近年の逸文の収集成果も加えて調査した『江記』の写本や逸文の残存状況を表にしたものである⁽¹⁰⁾。

まず『江記』の写本については、まとまって残っているものはなく、数日分から多くてもせいぜい半月分程度のものが残っているに過ぎない。現在残る『江記』の中で大きな位置を占めるのは、様々な書物に引用された大量の逸文である。

実際に『江記』をみると、その記事の最上限は、現在のところ治暦元年(一〇六五)十二月九日条であり、最下限は天仁元年(一一〇八)十一月二十三日条である。し

たがって約四十三年間の記事が断片的に残っているということになる。しかしその残存状況にはある特徴が見られる。それは、記事が特定の時期に偏って残っているということである。

匡房は最終的に正二位権中納言まで昇進したが、その権中納言時代に、様々な儀式で頻繁に上卿を勤めていたことが諸記録から分かる。ところが『江記』は、それ以前のもの、特に匡房が左大弁だったところに集中して多く残っているのである。

匡房は、権中納言になった後の承徳元年（一〇九七）から康和四年（一一〇二）までと、嘉承元年（一一〇六）からの二度にわたって大宰権帥に任じられ、そのうち前者は実際に大宰府へ下向していた。そして大宰府からの帰京後の匡房は、病気がちだったためか上卿を勤めることも数えるほどしかなかったり、そもそも出仕自体稀になっていた。そのためか、大宰府下向以前の匡房に対しては、意見の相違による批判はあっても、全体的には高評価だったのが、帰京後の匡房の意見には疑問や低評価を下している記事が散見されるようになる。いくつか例を挙げてみよう。

（前略）今日祈年祭。而其次臨時奉幣伊勢幣を被_レ進。須_二明日立_一也。雖_レ然今日可_レ立之由匡房申者。仍被_レ立歟。残廿一社明日可_レ被_レ立也。是先日被_レ勤_二日時_一

儀式作法の評価と実態

也。匡房説如何。不_二得心_一歟。¹⁴

廿八日乙酉。天晴。今日為_レ申_二慶賀_一午剋參_二所々_一。（中略）抑々江帥、今日荷前也。不_レ可_レ申_二慶賀_一之由示合者。全不_レ可_レ然之由存_二愚心_一之上、人々皆申_レ之。（後略）¹⁵

一日（壬午）今上（鳥羽）御即位也。（中略）（藏人左衛門権佐顕隆、出御之間不_レ帶_二胡籙_一在_二南殿_一。頗以奇怪也。後聞、帥卿匡房教云々。如何。可_レ尋_レ。）（後略）¹⁶

これらはほんの一例だが、匡房の帰京後はこのような匡房に対する否定的な記事が多くなっていく。

このことは、帰京後の匡房の日記叙述態度や質問に対する回答態度が、現場を自分自身の目で見、耳で聞いたというよりも、他人からの又聞きや噂を情報源として行ったというものが多くなっていたためのものである。¹⁷『永昌記』長治二年（一一〇五）正月十六日条には次のようにある。

（前略）次内膳御膳。（依_二雨儀_一、就_二東階_一。堀川儀也。但今度警蹕、持_二參東階_一。此間晴。可_レ用_二晴儀_一。裁猶予之間、不_レ留_二警蹕_一。互相難_レ之。尤有_レ謂。但案_レ之、雖_二先例_一、当_レ時改_レ之。先哲之訓也。（後略）¹⁸

これは、たとえ先例があっても必要とあれば改めるべきだという「先哲之訓」を挙げたものである。為隆や勸修寺流の臨機応変な態度を物語る史料と言えよう。主だった儀式がいずれも基本的には内裏で行われていたころとは異なり、院政期では、里内裏など時によって行われる場所が変わっていた。そのため臨機応変な対応がより強く求められていたのだが、現場の状況を自分で把握せず、人から聞いた情報のみで判断してアドバイスをしていた匡房は、必ずしも現場の需要に応える回答をすることができなかったのだろう。そのため、「公事の停滞に鈍感になり、皆で障害を処理しながら進めていこうとしている公事の現場の状況を把握せず」、臨機応変な対応が取れずに周囲の評価を低下させてしまったのである。¹⁹⁾

ここまで、匡房の態度の変化や周囲の人々の記述から、匡房への評価の変化をみてきた。そこで次節では、評価の様子を『江記』の残存状況からみていきたい。

二、『江記』とその抄出

まず『江記』の逸文について調べてみると、大きく分けて二種類があることが分かる。他の人々の日記や儀式書などに引用された断片的な逸文と、様々な部類記に引かれた

ことにより、かなりの分量がまとまって残った逸文である。本論では、匡房の説やその時の状況について、より詳しい内容が分かる後者を中心に検討していきたい。

「部類記」とは、ある儀式や行事に関する日記の記事を抜き書きしたものだ。橋本義彦氏によると、以下の四種類に分けられる。(a)単一の事項に関して単一の記録より抄出したもの、(b)複数の事項に互って単一の記録より抄出したもの、(c)単一の事項に関して複数の記録より抄出したもの、(d)複数の事項に互って複数の記録より抄出したものである。²⁰⁾

実際に『江記』のまとまった逸文が見られる部類記は以下の通りである。

- 1 『親王御元服部類記』(d)
治暦元年(一〇六五)、貞仁親王(白河)の元服。
- 2 『後三条天皇御即位記』(a)
治暦四年(一〇六八)。
- 3 『院号定部類記』(d)
延久元年(一〇六九)、寛治七年(一〇九三)、陽明門院・郁芳門院院号定。
- 4 『朔旦冬至部類』(c)
延久元年、寛治二年(一〇八八)。
- 5 『天皇御元服記』(a)

寛治二年、堀河天皇元服。

6 『任槐大饗部類記』(c)

寛治二年、藤原師実任太政大臣。

7 『伊勢公卿勅使部類記』(c)

寛治四年(一〇九〇)。

8 『郁芳門院日吉社御幸部類』(a)

寛治四年。

9 『白河上皇春日社御幸記』(a)

寛治七年(一〇九三)。

10 『日吉御幸記』(c)

寛治七年。

11 『朝覲行幸部類』(c)

長治二年(一一〇五)。

以上から分かるように、様々な部類記の中で『江記』の記事が最も多く引用されているのは(c)型部類記である。(c)型の発生の理由の一つとして橋本氏は、「一代に一度、または数代に一度しか行われない即位礼・大嘗会や天皇・東宮の元服、さらには立后・立坊等に関する部類記は、恒例の朝儀公事の如く材料を自己または先祖の日記等の限られた範囲に求めるのは不十分であり、広く多数の記録から事例を蒐集する必要があったことなどの理由」を挙げられている⁽²¹⁾。また橋本氏は、(c)が盛行したのは中世以降とされて

いる。ただし『江記』の場合は、例えば、『後一条師通記』寛治六年(一一〇九二)八月二十一日条で、藤原師通の質問に対し匡房自身が自分の日記を示し送ったり、『為房卿記』康和五年(一一〇三三)八月二十七日条で「延久江中納言記」が、『永昌記』天永二年(一一一一)十月二十日条⁽²²⁾では寛治六年の「大藏卿匡房卿日記」が引用されていたり、『殿暦』長治元年(一一〇四)十二月十六日条に「匡房日記」が見えていたりすることから、匡房の存命中に既に他家の人々が入手、もしくは参照できる状況にあったことが知られる。

それでは次に『江記』の写本についてみてみよう。『国書総目録』、『古典籍総合目録』に基づき、さらに各個の所蔵機関でも調べてみると、『江記』の写本とされるものは以下のものが残っていることが分かった。

① 治暦五年(延久元年、一〇六九)二月記

十五日、十七日条。(内容：陽明門院院号定)

② 寛治二年(一一〇八八)十二月記

十九日条。(内容：堀河天皇元服)

③ 寛治三年(一一〇八九)正月記

四日、五日、六日、七日条。(内容：堀河天皇元服)

④ 寛治四年(一一〇九〇)十一月記

一日、二日、四日、五日、六日、十三日条。(内容：

伊勢公卿勅使)

⑤寛治五年(一一〇九二)正月記

一日、六日、七日、八日、九日、十六日、十七日、十八日、二十一日、二十六日、二十七日、二十八日、二十九日条。(内容：一貫せず)

⑥寛治七年(一一〇九三)正月記

十九日、二十日、二十一日、二十三日、二十五日、二十六日条。(内容：郁芳門院院号定)

⑦寛治七年三月記

二十日条。(内容：白河院春日社御幸)

⑧寛治八年(嘉保元年、一一〇九四)四月記

五日、十二日、十三日、十四日条。(内容：関白師通賀茂詣)

⑨天仁元年(一一〇八)十一月記

二十一日、二十二日、二十三日条。(内容：鳥羽天皇大嘗会)

以上の調査結果から、『江記』の写本には丸々ひと月分を具備したものは一本もなく、ほとんどが数日分程度しか残されていないことが分かる。『江記』は前述の通り詳細で且つ長文であるため、数日分でもかなりの分量にはなる。しかし、日記の重要性を説いていた匡房自身が、極めて詳細とはいえ毎月わずか数日分ずつしか日記を記してい

なかつたとは考えにくい。このことから、『江記』の天仁元年(一一〇八)十一月記を収める『続々群書類従』の例言にも述べられているように、²⁴いつの段階なのかは不明だが、『江記』から後の人が抄出したものが現在まで伝わっているのではないだろうか。つまり、現在『国書総目録』や『古典籍総合目録』などで『江記』の写本として扱われているものは、『続々群書類従』所収の天仁元年十一月記に限らず、そのほとんどが『江記』本来の姿を留めているものではなく、『江記』の抄出とみてよいと考えられる。そこで本論では今後、『江記』の写本のうち、これらのような抄出と考えられるものを「抄本」と表記する。

抄出が行われた理由としては、まずあまりに分量が膨大すぎたことが挙げられる。本来の『江記』では後の人々が先例や儀式作法を調べようとしても、必要な部分を探すのにたいへん手間がかかってしまい引勘にはあまり適さなかつたのだろう。そのうえ、維持管理や書写にも相当な手間やコストがかかってしまったという要因もあつたのではないだろうか。そのため、『江記』を利用した人々は、自分たちの需要に合った部分のみを抄出し、必要に供したのだろう。

実際に『江記』の「抄本」を見てみると、特定の行事や儀式に限定された内容であるものが多い。例えば、⑧寛治

八年四月記は都合四日間の記事であるが、前の月に関白になったばかりの藤原師通による、関白として最初の賀茂詣の記事であるし、前述の⑨天仁元年十一月記は三日間のみだが、鳥羽天皇即位に伴う大嘗会の記事である。また、これらの抄本の題名も複数種類が存在することもその傍証であろう。例えば天仁元年十一月記は、『江記』・『匡房卿記』など、いわゆる大江匡房個人の日記であることを表す外題があるもののほかに、『天仁大祀記』、『天仁度大嘗会記』、『大嘗会記』などといった、内容に即した外題がつけられているものいくつも存在する。⁽²⁵⁾

以上のことから、現在写本として残る『江記』のほとんどは、実際には『江記』本来の写本ではなく、橋本義彦氏の分類によれば、(a)単一の事項に関して単一の記録より抄出したもの⁽²⁶⁾、に該当する部類記とすることができるとした。したがって、匡房が実際に記していた『江記』の本来の姿は、現在残っているものよりも遥かに長大なものだったのでないだろうか。つまり、現在残る『江記』の写本は、記事がコンスタントに残る『小右記』や『中右記』などと異なり、全体のうちの一部が偶然残ったのではなく、取捨選択を経て需要の高かった部分が残されたのである。また、記事が左大弁時代に集中しているのも、後世『江記』を使用していた人々の中で、匡房の権中納言時代の記事よりも、

左大弁時代の記事のほうが需要が高かったことを示していると考えられる。

なお、ここまで「『江記』の写本のほとんど」という書き方をしてきたが、それは、『江記』の写本の中には、『江記』本来の姿に近い、つまり内容が特定の行事や儀式などに限定されていないものも少数ながら存在するからである。⁽²⁷⁾⑤寛治五年（一〇九一）正月記がそれである。この写本は正月のうち都合約半月分の記事であるため、やはり抄出されたものである可能性もあるが、これは他の抄本とは違い、一貫した内容のものではない。

しかしこの写本についても、取捨選択の結果であることを想定することができる。というのは、これが正月の記事だからである。正月といえは一年の中で年中行事が最も集中する月である。この寛治五年正月記にも、元日・白馬・踏歌の三節会をはじめ、叙位や御齋会、県召除目などといった恒例の行事についての詳細な記述を見ることができると。特に二十六日条から二十八日条にかけて書かれた県召除目の記事については、当時参議左大弁だった匡房自身が執筆を務めたこともあり、その作法を知るにはまさにうってつけの記事と言えるだろう。

以上のように、従来『江記』の写本とみなされてきたものは、実際にはいずれも特定の儀式や行事、あるいは特定

の時期のものを取捨選択して残された「抄本」、即ち部類記の一種とすることができるといえる。そしてその他の(c)型部類記に引用された記事も含め、それらが匡房の左大弁時代に集中して残っていることから、何かしらの意味を見出すことができるのではないだろうか。次節ではその「意味」がどのようなものであったのかについて検討していきたい。

三、匡房と「装束」

『江記』は、その儀式の場での人々の一挙手一投足が事細かに書かれているという点については他の日記とも共通する。改元や女院号宣下、除目・直物などの記事が散見されるのも、儒者であり実務官人でもあった人物の日記としては珍しいことではない。しかし、同様の身分や地位の人々の日記と比べて、特に『江記』の独自性が窺える点も存在する。それは、「装束」についての記述である。ここでいう「装束」とは、衣服や装身具などの類ではなく、室礼をはじめとして、儀式などに際して、殿舎・調度などを装飾・設営すること、あるいはそれに使われる調度品や設備などを指す。以下、本論で「装束」と書いた場合には、特に注記しない限り、全て服装ではなく、場の装飾に関するものであるとする。この「装束」のために、儀式によつ

ては「装束司」という役職が設けられていたが、これについて『新任弁官抄』には次のようにある。

率分・装束司・造八省事

此三事弁官奉_レ宣旨_一行_レ之。(中略)装束司諸装束事行_レ之。御即位大嘗会装束・御輿装束等之類也。近代恒例事、大夫史檢_二知之_一、弁強不_レ知之。尤非也。列見定考之時有_二装束失_一者、装束司弁史失也。有_二罰酒_一也。延久年中、行幸御輿杓木折損、隆方弁依_二宣旨_一進_二怠状_一者也。

この記事から分かるように、儀式や行幸の際の「装束」については、弁官が宣旨を奉わり装束司となって掌っており、「装束」に失があると宣旨が出されて罰せられることもあった。なお、この記事にみえる「隆方弁」とは、勸修寺流の藤原為房の実の父親である。この装束司の他にも、弁官は「行事弁」として重要な役割を担う場合もあった。以上から、匡房が生きていたころは、装束司や行事弁を務める弁官の人々にとつて、「装束」について詳しく知っておくことは必須だったことが分かるだろう。

もちろん他の人々の日記を見ても、そういった「装束」についての記述は散見されるが、『江記』における「装束」の記述は群を抜いて詳しいのである。例えば、『朔旦冬至部類』所引『江記』延久元年(一〇六九)十一月一日条を

見てみよう。かなり長大な記事であるため部分的な引用に留める。

一日、〔癸巳〕朔旦旬記。〔踐祚初河陽院始出御等、余奉仕行事。仍今度師賢行事。〕未剋公卿皆參殿上。御装束如常。但御座西間坤角下立皇太子椅子、〔平文無下敷物〕自西柱東去二許尺、〔当第二柱〕自柱入北二尺許、而又撤之。前例東宮御禁中之時立之。今已御内裏。何可撤哉。隆方朝臣失也。又弓場殿前并中門北廊前引、如去夏。是装束司両度失也。〔中略〕申剋外記一人昇表案、立西軒廊第一間中央。〔惟宗義定、中原義重〕其案高二尺六寸、〔前例二尺八寸云々〕長二〔尺脱カ〕六寸、〔前例二尺八寸〕広一尺四寸、〔前例一尺四寸云々〕搦足作之。有牙象四足、着丸緒、有総、金物如常。四角二重打臂金。案面東京錦張之。有伏組。案以檜木作之。取色如浜椿。南北妻立之。其上置表筥。以厚朴作之。〔広三寸五分、長一尺二寸、高二寸六分、加牙象定。〕有花足。〔広六寸五分、長一尺四寸、高一尺五分。〕件筥花足、〔花足有上敷物用同錦。〕以膏瑩之。仍太有潤色。前例朴上不_レ用_レ油云々。筥中以同錦為折立。其中置表。以色紙書之。〔兼行書、実綱作。〕以同紙一

儀式作法の評価と実態

枚_一為_二懸紙_一。(後略)

この記事は、全体のほんの一部であるが、これだけでも「装束」の記述がいかにかに詳細だったかが分かるだろう。前述のように、「装束」の記述は他の日記でも程度の差はあれよく見られるが、寸法―中には寸法に関する先例をも書かれたものもある―についてまで記述しているということあまりみられない。

また、東洋文庫蔵『旬部類記』所引『江記』寛治元年(二〇八七)四月二十二日条は、堀河天皇即位後の万機旬を翌日に控えた時の記事だが、その一部を引用してみると次の通りである。

廿二日、参内大臣殿。右中弁基綱朝臣参会。是為_レ申_二装束司請奏_一也。(中略)右中弁問_二予明日御装束間事_一。

一御椅子如_二記文_一者、可_レ立_二黒柿_一。而於_二京極殿焼失之後_一、只立_二平文御椅子_一。仍用_二平文置物机并錦毳代等_一在_二殿上_一。若可_レ立_二件椅子_一歟。

予陳曰、「縦雖_レ有_二椅子_一、必無_二平文机_一歟。須_レ被_レ申_二殿下立_二平文_一也。」(後略)

この記事は装束司を務める右中弁源基綱が、その「装束」について当時左大弁の匡房に質問し、それに匡房が答えたとするものである。ここではその問答一か条のみを引

用したが、実際には五か条分の間答が列記されている。そしてその間答は全て「装束」関係のものである。ただし、五か条目で途切れているため、六か条以上の間答が書かれていた可能性もある。

このように、『江記』は他の日記に比べると、総じて「装束」に関する記述が非常に詳しい。特に、『江記』の「抄本」や、ある程度まとまった分量の逸文には、ほとんどの記事にも「装束」に関する詳細な記述がみえる。したがって、もともと膨大な量だった『江記』から取捨選択されて現在まで残った記事は、「装束」に重点が置かれていたものが多いと特徴づけられる。このことから、「装束」に関する匡房説に高い需要があったとすることができらる。

同様のことは『江家次第』においても言える。『西宮記』・『北山抄』と『江家次第』を見比べてみると、前二者に対し、『江家次第』の「装束」に関する記述は圧倒的に豊富である。煩雑になるので具体的な引用は避けるが、現行の『西宮記』や『北山抄』が主にそれぞれの儀式の当日の儀式次第や先例などに紙幅を費やしているのに対し、『江家次第』は、当日の儀式作法はもちろんだが、儀式開始に至る前の準備、即ちそれぞれの儀式の際の「装束」について、それこそ調度品の寸法に至るまで、非常に詳しく

い記述がみられるのである。また、『江家次第』の「装束」の記述に関して、『長秋記』大治四年（一一二九）二月廿九日条には次のようにある。

廿九日、戊寅。雨下。春季仁王会也。（中略）入自_二昭訓門_一、着_二大極殿座_一。高御座懸_三尊像_一。御装束儀如_二江次第_一。仍不_二重記_一。（後略）

この記事は春季仁王会の記事だが、その装束について、『江次第の如し』とある。『江家次第』については『長秋記』の記主師時が所持していたことが同年二月十六日条にみえており、匡房の死（天永二年（一一一一））からそう時間を経っていない時期に、既に一族でもない他の人々が所有・利用できる状況になっていたことが窺える⁽²⁸⁾。

これらのようなことから、匡房は儀式作法や先例だけでなく、儀式における「装束」にも非常に詳しくかつたであろうことが分かる。これは、匡房が長年にわたって弁官を務めていたことに起因するのではないだろうか。匡房は、延久元年（一〇六九）十二月に右少弁に補任されて以来、一時期美作守としての空白期間はあるが、嘉保元年（一〇九四）六月に権中納言に任じられて左大弁から去るまでの、合計約十八年間の長きにわたって弁官を務めていた。したがって匡房が弁官作法や実務に精通していたことは十分想像できよう。このことは、『西宮記』・『北山抄』の編者で

ある源高明や藤原公任が、二人とも弁官を一切経験していなかったことと対照的であり、注目すべき点ではないかと思われる。前述したように、断片的にしか残らない『江記』の記事が最も集中して残るのが、彼が左大弁時代のものであるのも、このことが影響しているのではないだろうか。

『江家次第』や『匡房自身』については、『中外抄』の中で、

(前略) (中原師元) 申云、「江帥次第、近年識者皆悉持此。〔次第頗僻事候由、御定候様ニ承候。如何。】

(忠実) 仰云、「内弁官奏除目叙位等委不_レ知人也。□

間事定有_二僻事_一歟。但故二条殿(師通) 仰_を常_ニ承_{タル}

人_{ナレハ}、定様_{アル}事もあらん。其外常_ノ次第_ハイミシキ物

ナリ。これは故殿(師実)ノか、せおはしましたるなり。

識者_と人の心を見_{トテ}、わろき者_とハ我_ハいひたるなり。

最秘事也。²⁹⁾

と言われている。左大臣まで昇った高明や権大納言を務めた公任らと異なり、権中納言どまりだった匡房は、大臣ないし大納言が勤める、内弁をはじめとする重要なあるいは大規模な儀式の上卿を勤めたことがなかったため、その作法には詳しくなかったとされる。しかしその代わりに、匡房は弁官作法や「装束」といった実務官人の仕事に精通していたのである。

なお、清水潔氏は撰関・院政期の_二大嘗会_一について検討された中で、『北山抄』の特徴は、「祭儀料や幣帛の数或は会場の設営の詳細等については殆ど記さず、もっぱら儀式次第を中心に記してあることである。ここに、著者公任の関心が祭儀の次第にしばらくは留められている」と指摘された³⁰⁾。この理由として、清水氏は従兄弟実資の存在を挙げている。三条天皇の即位に伴う長和元年(一〇一二)の大嘗会に先だち、時の首班だった道長は公任に大嘗会を行うにあたって必要な情報を抄出させた³¹⁾。ところが出来上がったものには子細が注されていないことから、「無益」として公任に返却している³²⁾。この時公任が抄出したものと『北山抄』の大嘗会の記事とがどのような関係だったのかは明らかではないが、おそらくこの時抄出されたものが『北山抄』のもとになったのではないかとされている³³⁾。そして公任が抄出した際、子細を注さなかった理由として清水氏は、抄出は本来道長の命であったが、公任としてはその大嘗会で筆頭の検校を勤める実資のために用意しようという意思があったことを指摘している。実資がこの時の大嘗会を行うにあたって基準としたのは『儀式』であったことが『小右記』にみえるが³⁴⁾、『北山抄』も詳細を省略し「子細在_二儀式并指図_一」_二其次第在_レ式也_一と注記するなど、『延喜式』や『儀式』と併せて見ることを前提とし

た抄出であることが知られる⁽³⁵⁾のである。

それでは『江家次第』はどうだろうか。奇しくも、大嘗会に関する極めて詳細な記録が残る、『江記』天仁元年（一一〇八）十一月二十一日条には、その「装束」について記す中で、次のような記述がみえる。

（前略）延喜式并小一条大将抄、小野宮右大臣抄、清涼新儀式等、与_二近代_一所_レ行大以相違。（後略）

これは有名な記事であるが、匡房は『延喜式』や『新儀式』なども、既に時代に合わなくなっていたという評価を下していたことが分かる。また『江次第鈔』にも、匡房が『江家次第』を編纂した契機として、『儀式』や『新儀式』などが「古礼」となってしまったことによると、前掲の『江記』の記事と同様のことが述べられている⁽³⁶⁾。

匡房が『江家次第』編纂にあたって『北山抄』を基礎としたこと、また『北山抄』やその他の文献の情報を取捨選択し、『北山抄』が編纂された当時とは変わってしまった時代に合せて『江家次第』を編んだということはたびたび指摘されている⁽³⁷⁾。『北山抄』のように『延喜式』や『儀式』と併せて見るというわけにいかなかったため、『江家次第』そのものに「装束」について詳しく書く必要があったのだろう。

しかし『江家次第』の「装束」の記述が詳しい理由は他

にもあると考えられる。前述したように、匡房は長期間にわたって、装束司や行事弁を務める弁官だったことから、「装束」の重要性をよく認識していたのではないだろうか。即ち、『西宮記』や『北山抄』が上卿を勤めるなどどちらかといえば上流貴族の視点で編纂されたものであるのに対し、『江家次第』は実務官人など中下級貴族の視点で編纂されたものと言えるのである。

それでは、同時代の他の人々は「装束」に関する匡房説をどのように評価し利用していたのだろうか。まず利用の様子が分かる例として、「式」の作成を挙げよう。儀式や行事によつては、それを行うにあたって式を作成し、それに沿って遂行していた。その式とは、「諸門諸陣装束、一如_レ式⁽³⁸⁾」という言葉が示すように、儀式次第のみを記したものではなかった。従つて式の作成には「装束」に関する知識も必須だったことが分かる。そして、匡房は様々な儀式や行事で式の作成を任されていたことが諸史料にみえる。三例挙げよう。

『江記』寛治五年（一一〇九）正月五日・八日条

五日、甲午。参_二殿直廬_一。可_レ作_二御幸式_一之由、有_二仰事_一。（中略）

八日、丁酉。参_二殿下_一。為_レ覽_二日吉御幸式_一也。（中略）仰云、「尤善。早可_レ覽_二於院_一」（中略）令_二顕隆

覽_レ之。(後略)

『中右記』長治二年(一一〇五)十二月十九日条

(前略) 今日尊勝寺新堂供養也。(阿弥陀堂・准提堂・

法華堂)(中略) 御願文阿弥陀堂・法華堂供養江中納

言匡房卿、并式作_レ之。(後略)

『殿曆』天仁二年(一一〇九)六月二十九日条

(前略) 今日中宮御堂供養也。(中略) 式江中納言書_レ

之。(後略)

『江記』の記事は行幸の式を、後二者はいずれも仏事の式を匡房が作成しているものである。

このように、周囲の人々は匡房にアドバイスを求めめるだけでなく、彼自身に式の作成を命じることで、彼の「装束」の情報を利用していたのである。

また、匡房への評価が具体的に分かる例として、主に勸修寺流との関係を見ていきたい。

勸修寺流の中興の祖とも言える藤原為房が匡房から教えを受けていたことは諸史料にみえるが、その子顕隆もやはり匡房から教示を得ていた。⁽⁴⁰⁾ 顕隆の実兄為隆の『永昌記』を見てみても、匡房の意見や先例が非常に多く引かれていることが分かる。⁽⁴¹⁾ このように、勸修寺流の人々は同じ実務官人であるということもあつてか匡房から大きな影響を受けていたと言えよう。

さらに、『永昌記』の中で匡房説を引いているところは二十一例見つかったが、これらのうち「装束」そのもの、もしくは「装束」に関係するものは七例と全体の三分の一を占めるのである。

また、儀式における「装束」についての院政期の重要な史料として、『雲図抄』が挙げられよう。『雲図抄』は『本朝書籍目録』によると、為隆・顕隆兄弟の弟藤原朝隆の編纂によるとされている。しかしその奥書から、実際には朝隆の兄藤原重隆によるものと考えられている。⁽⁴²⁾

重隆は元永元年(一一一八)に四十三歳という若さで亡くなったこともあり、官位は正五位下右衛門権佐中宮大進というものでしかなかったが、儀式作法にはたいへん詳しくあったとされる。為隆の孫経房の日記『吉記』安元二年(一一七六)五月二十八日条には、

(前略) 殿^(故)為親朝臣者、成人之時、別^(副)嚴親〔親脱〕

隆卿、々々々者廷尉有職、頗少_二比類_一。是受_二金

吾(重隆)説_一。件金吾中古無_二有職也_一。為_二卿故殿息_一、

為_二平右大丞(時範)聲_一。熟蒙_二兩人之諷諫_一了。彼説

尤可_二信受_一歟。(後略)

とある。藤原為親は檢非違使の作法にたいへん優れた父親隆の指導を受け、さらにその親隆は兄重隆から学んだということだが、経房はその重隆のことを「中古無_二有職也」

と非常に高く評価している。またこの記事からは、重隆が為房の子であるだけでなく、平時範の躰であり、したがってこの二人の父から儀式について学んでいたことも窺える。

それでは重隆は、この『雲図抄』にあるような儀式の「装束」についての膨大な知識をこの二人だけから学んだのであろうか。筆者は重隆は大江匡房からの影響も非常に大きかったのではないかと考えている。

そもそも、父為房や兄の為隆・顕隆らが実務官人として匡房に教えを受けていたことは先述した。義父の時範も、弁官作法について小野宮流の通俊に師事していたことは知られているが、匡房からも「装束」について教示を受けている。⁽⁴³⁾このように、為房とその親族たちは、弁官という実務官人を多く勤めていた関係で、その説を鵜呑みにするかしないかは別として、多く匡房に師事していたのである。重隆が匡房から直接指導を受けていたことを示す史料は見つけられていないが、このことから、重隆もやはり匡房から教えを受けていた可能性は十分想定できるだろう。

さらに、匡房には自身が編纂した儀式書として『江家次第』の他にも『江家年中行事』の存在が挙げられる。『江家年中行事』の詳しい解説は所功氏の研究に譲るが、この『江家年中行事』を重隆が所有していたことが分かっている。静嘉堂文庫蔵『江家年中行事』の第十七丁裏の奥書に

は次のようにある。

年中行事 一卷

本云 此書故江都督秘藏抄也。故号「江家年中行事」。

大治二年三月十六日書写了

大学助 平時信

委細注勘物等、大外記師遠注^二加之^一。

故右金吾（重隆）御本也。

この奥書からでは、匡房が秘藏していた『江家年中行事』を重隆がどのようにして入手したのかを知ることにはできない。しかし、前述のような勸修寺流の一族を挙げての匡房への師事のこととあわせ考えると、重隆が匡房から影響を受けていたことは确实と言えるだろう。

現行の『雲図抄』からは、残念ながら匡房の影響を直接示す記事は現在のところ見つけられていない。⁽⁴⁵⁾しかし、以上の検討から、諸儀式の「装束」に詳しく、「近代識者之家、以^レ之為「明鏡」云々。」⁽⁴⁶⁾と言われた『雲図抄』の編纂にあたって、重隆が匡房の「装束」に関する知識を大いに利用したことは想像に難くない。

匡房説の需要—おわりにかえて—

以上のように、現在残る『江記』の記事を中心に検討を

行ってきた。大江匡房といえは当代随一の大儒であり、またありとあらゆる儀式などに、行事弁や上卿などの重要な役割で関わったり、あるいは不参の時でもアドバイスをしたりするなど、その見識の豊かさがさまざまな史料から窺える。『江家次第』の編纂も、『西宮記』や『北山抄』と比べてかなり細かいことまで書かれているが、並大抵の知識ではなしえなかつたものであろう。

ところが、その彼の『江記』の残存状況には、彼が左大弁だつた時期に集中して残るといふ明らかな偏りがみられる。そして現在残っている部分のほぼすべてが「抄出」という後世の人々の取捨選択の結果であるということを考えてた時、『江記』の残り方からある特徴が見えてきた。

『江記』には、もちろん他の儒者、実務官人たちの日記とも共通する特色がみられる。しかし『江記』は、同時代の他の日記と比べても、詳細かつ長大な記事が多い。その中でもとりわけ特徴的なのは、儀式や行幸などにおける「装束」に関する記述の詳細さである。この特徴は、『西宮記』・『北山抄』と比較したときの『江家次第』にもみられる。同時代の人々についても、主に勧修寺流の検討を通して、匡房の持つ「装束」に関する情報が影響を与えていたであろうことを確認することができた。

「装束」とはすなわち、ある儀式なり行事なりを行う主

体者の権威を、他者に視覚的にアピールするために行うこと、あるいはそのために使用されるモノである。様々な儀式や先例に通じていた匡房の『江記』の中で、特に「装束」について詳しい記述のある部分が多く残されているということは、匡房の持つ「装束」に関する情報が高い需要を持っていたことを示していると同時に、「装束」が公家社会の中でいかに重要な役割を果たしていたかが窺えるのではないだろうか。『江記』の中で、ほとんどの「抄本」が一点ないし数点ずつしか残っていないのに対し、師通が関白として初めて賀茂社に詣でた時の寛治五年四月記や、鳥羽天皇即位に伴う大嘗会の記録である天仁元年十一月記という、権威の再確認に深く関わる儀式のものが、二十から三十点前後と圧倒的に多く残っていることも、そのことを表していると言えるだろう。

このことから、匡房ほどの大家の説でも、取捨選択を経た現在の『江記』を見る限り、あらゆる点で需要が高かつたというわけではなく、ある限定されたことに関する情報（匡房の場合は「装束」）が特徴的に重視されていたことが分かる。このように、一概に儀式作法とはいっても、周囲の人々の需要によって様々に使い分けがなされていたのである。今後はこのような、個人や系統の得意分野と周囲からの需要の関係が、「イエ」や「家業」の成立にどのよう

に影響を与えていったのかということについて検討を加えていきたい。

註

- (1) 竹内理三「口伝と教命―公卿学系譜（秘事口伝成立以前）―」（『竹内理三著作集 五 貴族政治の展開』角川書店、一九九九年、初出一九四〇）。
- (2) 田島公「『叙玉秘抄』について―寫本とその編者を中心に―」（『書陵部紀要』四十一、一九九〇）、「源有仁編の儀式書の伝来とその意義―「花園説」の系譜」（『史林』七十三―三、一九九〇）、「花園説」の源流と相承の系譜―『春玉秘抄』の成立と伝来の過程を手懸かりとして―」（上横手雅敬監修、井上満郎・杉橋隆夫編集『古代・中世の政治と文化』思文閣出版、一九九四年）、「『秋玉秘抄』と『叙玉秘抄』―源有仁原撰本『秋次第』と思われる写本の紹介と研究」（田島公編『禁裏・公家文庫研究』第一輯、思文閣出版、二〇〇三年）、「公卿学系譜」の研究」（田島公編『禁裏・公家文庫研究』第三輯、思文閣出版、二〇〇九年）、「尊経閣文庫所蔵『無題号記録』解説」（『尊経閣善本影印集成 49 無題号記録 春玉秘抄』八木書店、二〇一一年）、「尊経閣文庫所蔵『春玉秘抄』解説」（『同前』）。
- (3) 細谷勘資『中世宮廷儀式書成立史の研究』（勉誠出版、二〇〇七年）。
- (4) 松蘭斎『日記の家―中世国家の記録組織―』（吉川弘文館、一九九七年）、「王朝日記論」（法政大学出版社、二〇〇六年）。
- (5) 『今鏡』すべらぎの下第三、二葉松。
- (6) 松蘭斎『日記の家』（前掲）第一章第三節第四節。
- (7) 『中右記』天永二年（一一一一）十一月五日条。
- (8) 『永昌記』同日条。
- (9) 具体例を挙げるとあまりに多いので、ここでは二例のみを挙げておく。『中右記』康和五年（一一〇三）二月二十六日条、『永昌記』嘉承元年（一一〇六）四月二十二日条。
- (10) 『江記』の逸文については、木本好信『江記逸文集成』（国書刊行会、一九八五年）を基礎として、遠藤珠紀「尊経閣文庫所蔵『局中宝』解説」（前田育徳会尊経閣文庫編『尊経閣善本影印集成 52 局中宝』八木書店、二〇一二年）、尾上陽介「『薩戒記』所引『江記』逸文」（『国書逸文研究』二十二、一九八九）、加茂正典「『江記』（一条紹介）」（『国書逸文研究』二十二、一九八九）、同「『江記』（一条紹介）」（『国書逸文研究』二十七、一九九四年）、同「（一条紹介）江記」（『国書逸文研究』三十、一九九七年）、中前正志「八幡本地衣上影現説話展開の諸相―『江記』新出逸文と嵯峨法輪寺縁起から―」（京都女子大学『女子大國文』一三九、二〇〇六年）、丸山裕美子「『遷幸部類記』についての基礎的研究―影印・翻刻篇（一）江記・春記・小右記」（『愛知県立大学文学部論集』日本文化学科編 五十四、二〇〇六年）を使用した。
- (11) 『公卿補任』より。

(12) 匡房の帰京は、康和四年(一一〇二)六月十三日。『中右記』同日条より。

(13) 『中右記』康和五年(一一〇三)二月二十六日条など。

(14) 『殿曆』嘉承元年(一一〇六)二月四日条。

(15) 『永昌記』嘉承元年十二月二十八日条。

(16) 『中右記』嘉承二年(一一〇七)十二月一日条。

(17) 『中右記』嘉承二年三月三十日条、同年九月二十九日条。

(18) この中にみえる「亜相」は、写本によって「亜将」としているものも多く、特定の人物に比定することはできない。

(19) 松本昭彦「『中右記』の匡房批判をめぐって」(『国語国文』六十一—十、一九九二)同「『中右記』にみる大江匡房像」(『国文学解釈と鑑賞』六十一—十、一九九五)。

(20) 橋本義彦「部類記について」(『平安貴族社会の研究』吉川弘文館、一九七六、初出一九七〇)。

(21) 橋本義彦前掲論文。

(22) 『大日本史料』第三編之十二より。増補史料大成本は所収せず。

(23) このことに関連する記述が『中外抄』下二、三十と、『吉口伝』に見える。『中外抄』の記事はいずれも有名であるためここでは省略し、『吉口伝』のもののみ引用する。

『吉口伝』為房貞子繩事

(前略) 故大藏卿殿為_レ相_二訪稽古事_一、令_レ向_二江帥匡房卿許_一給、稽古ハ何様ニスベキ物ゾト令_レ尋給ケリ。江

儀式作法の評価と実態

帥答云、「各御稽古ハ日記書程候」ト申ケリ。(後略)

(24) 『続々群書類従』第五、記録部の例言のうち、同書に収められた『江記』天仁元年十一月記に関する記述より。

(25) そもそも、天仁元年十一月記は、その奥書にもあるとおり、江戸時代には匡房の日記であるかどうか調べないと分からないという状態になっていた。

(26) 橋本義彦氏前掲論文。

(27) 宮内庁書陵部や東大史料編纂所、尊経閣文庫が所蔵している。

(28) ただし師時は匡房の「弟子」であり(『長秋記』天永二年(一一一一)十月二十日条)、匡房が一時期師時の兄源師頼の宅に寄宿していたこともあることから(『永昌記』嘉承二年(一一〇七)四月二日条)、師時と匡房は比較的つながりがあり、師時が『江家次第』を入手できる立場ではあったことが分かる。

(29) 『中外抄』下 十二(久安四年(一一四八)十一月十四日)。

(30) 清水潔「摂関院政期の大嘗会について」(皇學館大學神道研究所編『大嘗祭の研究』皇學館大學出版部、一九七八)。

(31) 『小右記』長和元年(一一〇二)九月二十九日条。

(32) 『権記』寛弘八年(一一〇二)十一月九日条。

(33) 清水潔前掲論文、所功「神道大系『北山抄』の解題」(『宮廷儀式書成立史の再検討』国書刊行会、二〇〇一、初出一九九二)。

- (34) 『小右記』寛弘八年(二〇一一)八月十八日条。
- (35) 清水潔前掲論文。
- (36) 『江次第鈔』巻第一、発題
- (37) 清水潔前掲論文、同「天仁元年大嘗会について」(瀧川政次郎先生米寿記念論文集刊行会編『神道史論叢』国書刊行会、一九八四)、所功「『江家次第』の成立」(『平安朝儀式書成立史の研究』国書刊行会、一九八七、初出一九八五)
- (38) 『中右記』嘉承二年(一一〇七)十二月一日条。
- (39) 例えば『為房卿記』康和五年(一一〇三)八月二十七日条、『吉口伝』扇子繩事(前掲注(23))など。このうち前者は匡房の意見を疑問視したものであるが、この記事の中で為房は「延久江中納言記」を見ており、匡房が大宰府から帰京して間もないところに既に『江記』を参照できる立場だったことが分かる。
- (40) 『中右記』嘉承二年(一一〇七)十二月一日条など。
- (41) たとえば『永昌記』天治元年(一一二四)四月二日条では、勸修寺一族の作法を『江抄』で補強している記述がみえる。
- (42) 早くは『群書類従』公事部所収『雲図抄』の識語にみえる。最近では、小倉慈司氏が「尊経閣文庫所蔵『雲図抄』解説」(前田育徳会尊経閣文庫編『尊経閣善本影印集成48 雲図抄』八木書店、二〇一一)にて詳細に検討されているので、参照されたい。
- (43) 『伊勢公卿勅使部類記』五所収『江記』寛治四年(一一〇九〇)十一月六日条など。
- (44) 所功「『江家年中行事』の成立」(『平安朝儀式書成立史の研究』国書刊行会、一九八五、初出一九八一)。
- (45) そもそも『雲図抄』には、具体的に誰の説に基づいているかという記述はほとんど見られない。「或記云」、「口伝云」という記述が複数か所にみえるが、詳細は不明である。
- (46) 『雲図抄』奥書より。

〔図表〕江記写本・逸文残存状況

元号	年 西暦	残存する記事	略歴	年齢
康平	3 1060		叙爵	20歳
治暦	元 1065	12月		
	4 1068	7月 9月 11月	4月五位蔵人に任じられる。	28歳
延久	元 1069	2月 3月 4月 11月 12月	1月左衛門権佐を兼ね、12月右少弁を兼ねて三事兼帯。	29歳
	2 1070	12月		
	3 1071	7月		
	4 1072	1月 12月		
	5 1073	5月		
承保	元 1074		1月美作守に任じられ、従四位下に叙される。	34歳
	2 1075	8月		
	3 1076	12月		
承暦	2 1078	2月 7月		
	4 1080		8月権左中弁に任じられる。	40歳
永保	元 1081	2月	8月左中弁に転ず。	41歳
	3 1083	10月		
応徳	元 1084	2月 3月	6月左大弁に転ず。	44歳
	3 1086	11月	11月従三位に叙される(非参議大弁)。	46歳
寛治	元 1087	1月 4月 6月 12月		
	2 1088	1月 4月 10月 閏10月 11月 12月	8月参議に任じられる(参議大弁)。	48歳
	3 1089	1月 7月 8月		
	4 1090	6月 10月 11月		
	5 1091	1月 2月 3月 8月 12月		
	6 1092	1月 2月 3月 4月		
	7 1093	1月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月		
嘉保	元 1094	1月 2月 3月 4月 7月 8月 12月	6月権中納言に任じられる。	54歳
	2 1095	1月 3月 4月 8月 9月 10月		
永長	元 1096	1月 3月 5月 7月 12月		
承德	元 1097		3月大宰権帥に任じられる。権中納言元の如し。	57歳
	2 1098		9月大宰府に下向。	58歳
康和	4 1102		1月得替解任、6月帰京(『中右記』)。	62歳
	5 1103	11月		
長治	元 1104	7月		
	2 1105	1月		
嘉承	元 1106	1月	3月大宰権帥に任じられ、権中納言をやめる。	66歳
	2 1107	1月 8月		
天仁	元 1108	10月 11月		68歳
天永	2 1111		7月大蔵卿に任じられる。11月薨去。	71歳

凡例／ 太字：まともに残存、普通：断片的に残存。「残存する記事」中の空欄は記事が残っていないことを表す。略歴・年齢は、注記がない限り『公卿補任』に従った。